

公共スポーツ施設における指定管理者制度導入の現状

The present conditions of the introduction of a designation management system in public sports facilities

1K03A189-3

藤田直仁

主査 中村好男 先生

副査 間野義之 先生

1. 諸言

わが国の公共スポーツ施設数は年々増加しているが、まだ利用者、地域住民が満足する数までには至っていない。国もスポーツ振興施策の展開方策として、総合型地域スポーツクラブの全国展開を効果的に推進するために、スポーツ施設の充実を重要視している。また、数年前からスポーツ施設の管理運営については厳しく見直され、利用者サービスの向上、施設の重点的・効率的整備の改善が求められている。

このような状況のなかで平成 15 年に施行されたのが、指定管理者制度である。公共施設の管理業務を公共的団体以外の団体でも直接行うことを可能とし、管理コストの縮減、利用者サービスの向上などの効果が期待できる。制度が導入され、3 年が経過した。直営とするか、指定管理者を定めて管理を委託するかを選択しなければならない時期が到来した。制度導入は、良いことづくしのように見える一方で、多くの問題点を含んでいる。そこで、本研究は、公共スポーツ施設における指定管理者制度導入の現状を住民・民間事業者・行政それぞれの視点から把握し、今後の課題を見つけるのを目的とする。

2. 指定管理者制度

指定管理者が管理運営を行う「公の施設」の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」で、「普通地方公共団体が設けるもの」である。この制度が導入された背景としては、第一に、「官から民」の行財政運営の構造改革および規制緩和の観点がある。第二に、「住民サービスの向上と経費削減」の観点があり、第三に、「自治体出資法人の経営健全化と整理・統廃合」の観点がある。

「公の施設の管理運営」については、これまでは自治体による直接管理運営が公共団体、公共的団体、公共団体が 2 分の 1 以上を出資して設立された公共団体の出資法人による管理運営に限定されていた。この制度改正では、指定管理者の範囲については特に制約を設けず、個人を除く、営利企業や NPO 法人（特定非営利活動法人）、また地域団体等を含む民間事業者が議会の議決を経て指定管理者となり、「公の施設の管理運営」が可能となった。

しかし、公共スポーツ施設における制度導入事例は非常に少ない。既に指定管理者による管理を実施している施設は、2005 年 9 月の時点で、都道府県では 4%、市では 7% という割合であった。制度導入により、「行政」、「住民」、「民間事業者」の三者が相互に関わりあい、それぞれにメリットを生み出すことが重要である。指定管理者制度のあるべき姿は、住民サービスの向上を実現し、自治体は財政負担を軽減し、民間事業者もビジネスチャンスを拡大し、経済を活性化させる姿である。

3. 行政・民間事業者・住民

指定管理者の指定から始まり、その管理運営状況の把握および必要な指示などを行う「行政」には、管理経費の削減、事務の簡素化などのメリットがある。一方で、事務の引継ぎ、職員の処遇の難しさなどのデメリットがある。そして、新たに施設の管理運営を行う「民間事業者」には、スポーツ施設の一括管理、組織の拡大などのメリットがあり、管理経費全体の収支決算の赤字を背負うなどのデメリットがある。最後に、公共サービスの享受者としての「住民」には、サービスの向上がある一方で、民間事業者による過剰なコスト削減や利潤追求の影響が心配される。

4. 考察

本研究の検討によって、行政、民間事業者、住民のそれぞれにメリットとともに、デメリットが見出された。これらのデメリットにかかわる課題が、民間事業者、行政の両者に存在している。民間事業者においては、「施設の公共性を確保」していくという課題がある。民間に委託されたものの、公共スポーツ施設であることには変わりはない。過剰なまでのサービスや営利活動を行わず、施設の公共性を確保し、さらなる民間への開放を目指し、行政の信頼を得ていく必要がある。行政側においては、なかなか制度導入が進まない現状を見つめなおし、外郭団体の今後に関する課題や民間事業者の「スポーツ振興」への理解に対する課題をもう一度考え直す必要がある。

そして、公共スポーツ施設の管理運営形態は、今後施設の老朽化のため大規模修繕が必要になり、指定管理者制度から PFI に向かっていくと考えられる。